

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	8
許認可等の種類	公立大学法人の設立等認可			
根拠法令条例等・条項	設立: 地方独立行政法人法第7条 定款の変更: 同法第8条第2項 解散: 同法第88条第1項 合併: 同法第108条、第112条			
許認可等の概要	市町村等による公立大学法人の設立、定款の変更、解散及び合併に係る認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準並びに標準処理期間 (平成27年11月30日付け27市町村第552号・27私高第220号) (一部改正: 平成28年12月15日付け28私高第2277号)			
基準の制定根拠	「地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準(平成16年3月17日総務省・文部科学省告示1号)」に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	おおむね2月			
期間の制定根拠	—			